

# 温泉法の施行状況等

## 1 温泉法の概要

制 定：昭和 23 年第 2 回国会において成立。

同年 7 月 10 日公布、8 月 9 日施行（昭和 23 年法律第 125 号）

最終改正：平成 13 年 6 月 27 日法律第 72 号（平成 14 年 4 月 1 日施行）

目的：温泉の保護及びその利用の適正化、公共の福祉増進

### 温泉源の保護

温泉源の枯渇を防止するため、温泉の掘削、増掘、動力装置による汲み上げについて、都道府県知事の許可制

### 温泉利用者の健康の保護

#### 公共的利用の許可

温泉を公共の浴用・飲用に供しようとする場合に、都道府県知事等の許可制

#### 温泉の成分、禁忌症等の揭示義務

温泉の利用施設に、温泉の成分、禁忌症、入浴・飲用の注意の揭示を義務付け。罰則で担保。

#### 登録分析機関による温泉の成分分析

温泉成分等の揭示は、都道府県知事に登録された登録分析機関が行った結果に基づくものに限る。罰則で担保。

### 国民保養温泉地の指定

環境大臣は、温泉の健全な公共的利用を増進するため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定。

## 2 温泉法の沿革

- (1) 温泉法公布（昭和23年7月10日法律第125号）
- (2) 通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律（昭和24年5月24日法律第103号）による改正  
内容：「商工局長」を「通商産業局長」に改正。
- (3) 審議会等の整理に伴う厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭和25年3月31日法律第34号）による改正  
内容：中央温泉審議会の廃止
- (4) 環境庁設置法（昭和46年5月31日法律第88号）による改正  
内容：①温泉法の所管を環境庁へ移管  
②「厚生大臣」を「環境庁長官」に改正
- (5) 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年12月10日法律第83号）による改正  
内容：温泉の利用許可関係事務を政令で定める保健所設置市に委譲
- (6) 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理化に関する法律（平成3年5月21日法律第79号）による改正  
内容：都道府県温泉部会を廃止し、自然環境保全審議会温泉部会として統合
- (7) 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成5年11月12日法律第89号）による改正  
内容：行政手続法に基づく聴聞の手続等について規定
- (8) 地方自治法等の一部を改正する法律（平成10年5月8日法律第54号）による改正  
内容：温泉の利用許可関係事務を特別区に委譲

(9) 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律  
(平成11年7月16日法律第87号)による改正

- 内容：①温泉法に基づく許認可事務を自治事務として整理  
②温泉法に基づく許認可申請手数料の規定を削除  
(各自治体ごとに条例で規定)  
③都道府県自然環境保全審議会の必置規定を削除

(10) 中央省庁等改革関係法施行法(平成11年12月22日法律第160号)による改正

- 内容：「環境庁長官」を「環境大臣」に、「総理府令」を「環境省令」  
に、「通商産業局長」を「経済産業局長」に改正

(11) 温泉法の一部を改正する法律(平成13年6月27日法律第72号)による改正

- 内容：①温泉の掘削等の許可の失効手続の迅速化  
②温泉の成分等の掲示の届出の義務付け等  
③温泉分析機関の都道府県知事への登録